

2021年10月14日

## 「M&A支援機関登録制度」への登録

株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、中小企業庁が創設した「M&A支援機関に係る登録制度」において、支援機関として登録されましたので、お知らせいたします。

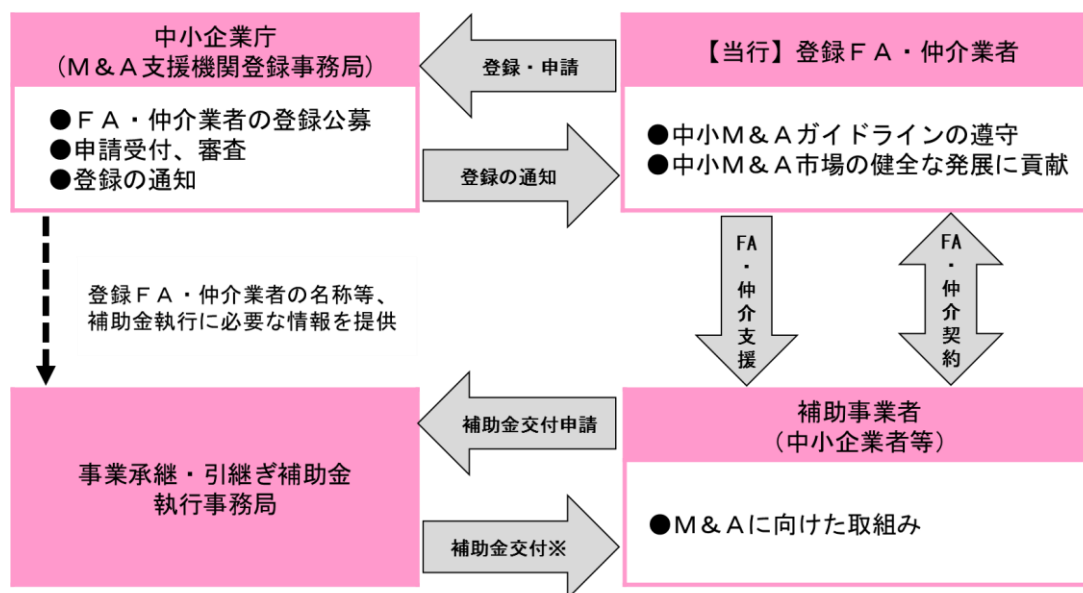
本制度は、中小企業が円滑にM&Aに取り組める体制構築のため、M&A支援機関の行動指針を示した「中小M&Aガイドライン」（※1）の理解と普及を促すことを目的として、中小企業庁が創設したものです。

本制度に登録された支援機関の支援を受けた中小企業は、活用に関する費用（M&A仲介手数料）が「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」（※2）の補助対象となります。

（※1）中小企業庁が2020年3月に策定したガイドライン。M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A業者に対して、適切なM&Aのための行動指針を提示するもの。

（※2）M&Aの譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用等）を補助するもの。

「M&A支援機関登録制度」と「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」との関係図



※F A・仲介に係る補助対象経費については、あらかじめ登録された事業者に限る